

公益財団法人日本オリンピック委員会 国際総合競技大会派遣規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人日本オリンピック委員会（以下「本会」という。）がオリンピック競技大会等の国際総合競技大会（以下「大会等」という。）に派遣する選手、役員、チームリーダー、監督、コーチ、ドクター、トレーナー、技術スタッフ、総務等（以下「選手等」という。）が遵守する事項を定める。

(選手等の認定)

第2条 本会が大会等に派遣する選手等は、理事会において日本代表選手団編成方針に従い認定する。

2 選手等は、本会により大会等に派遣する選手等として認定されるためには、国際オリンピック委員会、アジアオリンピック評議会、国際大学スポーツ連盟、東アジアオリンピック委員会、本会、本会加盟団体及び国際競技連盟等により定められたそれぞれの大会の資格認定条件をすべて満たした上で、各大会において定めた参加資格に関する同意書及び本会が定めた誓約書の内容を理解したうえで、署名し、これらを遵守しなければならない。

(選手等の遵守事項)

第3条 選手等は、オリンピズムの精神を遵守し、公私の別を明らかにし、職務やその地位を利用して斡旋、強要をし、また、不当に自己の利益を図ってはならない。

- 2 選手等は、個人の名誉を重んじ、第三者のプライバシーを守らなければならない。
- 3 選手等は、暴力、暴言、脅迫、威圧等の暴力的行為や、パワーハラスメント、セクシャルハラスメント、ドーピング行為を含む薬物乱用等の反社会的な行為を行ってはならない。
- 4 選手等は、反社会的勢力とは一切の関係を持たず、反社会勢力からいかなる利益・便宜等も受けてはならない。

(法令の遵守)

第4条 本会により認定された選手等は、日本並びに開催国及び開催地域・都市の法令を遵守しなければならない。

(薬物の使用禁止と性別の確認)

第5条 選手等は、国内外の検査機関等の要求に応じ、ドーピング検査及び性別確認の対象となることに同意する。

2 選手等は、大麻・麻薬・覚せい剤等の日本の法令によって禁止されている薬物の譲受、譲渡、所持・使用等をしてはならない。

(安全管理)

第6条 選手等は、常に、安全及び衛生に関する規則、通達、指示等を厳守し、その予防に努めなければならない。(行動規範)

第7条 選手等は、本会が別に定める「TEAM JAPAN 行動規範」の内容を理解し、これを遵守する。

(肖像等)

第8条 選手等は、本会が認めた者が、大会期間中並びに大会に関連する手続及び行事の際、選手等を撮影、録画又は録音することに同意する。

2 本会は、オリンピック・ムーブメントの推進を目的とし、前項の規定により取得した選手等の肖像等(本人自身、写真・イラスト、名前、通称、手形、足形、音声などを含むがそれらに限られない。以下同じ。)を使用し、また、第三者に対して使用を許諾することができる。

3 選手等は、本会の承諾なしに、大会等の選手団公式服装(式典、渡航服及びオフィシャルスポーツウェア等を含む。以下同じ。)を着用して、又は、大会等で得たメダル若しくは賞状等と一緒に、撮影又は録画された自身の肖像等を商業目的で使用し、又はその使用を第三者に許諾してはならない。

4 選手等は、本会のスポンサーによる宣伝広告・広報・プロモーション活動に、開閉会式の入場行進、メダリストパレード等に参加した自身の肖像が含まれる日本代表選手団の画像が本会の確認、承諾の下で使用されることを許諾する。但し、許諾される画像は複数名の選手が含まれるものとし、特定の選手のみにフォーカスされるような使用はしないものとする。

(大会期間中の肖像等の取扱い)

第9条 選手等は、本会の定めるマーケティングガイドライン(以下「ガイドライン」という。)を遵守する。ガイドラインが認める場合を除き、選手等は、大会等の期間中及び本会が定めた期間に、選手等の肖像を商業目的で使用し、又はその使用を第三者に許諾してはならない。

(公式服装)

第10条 選手等は、各大会に係るすべての公式行事(記者会見及び表彰式を含む)において、本会が別に定める「国際総合競技大会における日本代表選手団公式服装着用規程」に従い、本会が支給する選手団公式服装を、表示されたマーク等を変更又は隠すことなく着用しなければならない。

(処分等)

第11条 選手等がこの規程(別に定める「日本代表選手団行動規範」及び「国際総合競技大会

における日本代表選手団公式服装着用規程」を含む。以下同じ。)に違反した場合は、本会理事会が決定した日本代表選手団本部役員で構成する本部役員会(以下「本部役員会」という。)は、選手等に次の処分を行うことができる。

- (1) 指導、勧告、注意
- (2) 選手等の認定の取消
- (3) その他必要な処分

2 本部役員会は、選手等による本規程の違反につき監督・管理責任を有する者がこれを怠ったと認めるときは、前項に定める処分を行うことができる。

(不服申立て)

第12条 処分を受けた選手等は、本会の下した処分に不服があるときには、日本スポーツ仲裁機構の規則に基づく仲裁により最終的に解決する。処分を受けた選手等は、本会による処分の通知から30日以内にこの仲裁を申し立てることができる。

(規程の変更)

第13条 この規程は、理事会の決議により変更することができる。

附 則

- 1 この規程は、平成28年4月26日から施行する。
- 2 この規程は、平成28年6月7日から施行する。
- 3 この規程は、平成29年9月5日から施行する。
- 4 この規程は、令和2年1月29日から施行する。